



平成 27 年 10 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社サンヨーハウジング名古屋
代 表 者 名 代表取締役社長 宮 崎 宗 市
(コード番号 8904 東証第一部・名証第一部)
問 合 せ 先 執行役員総務部長 飯 田 哲 也
(電話番号 052-859-0034)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 10 月 29 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 11 月 25 日開催予定の当社第 26 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第 28 条第 2 項及び第 37 条第 2 項の一部を変更するものであります。

なお、定款第 28 条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部が変更箇所)

変 更 前	変 更 後
第1条～第27条 (条文省略) (取締役の責任免除)	第1条～第27条 (現行どおり) (取締役の責任免除)
第28条 (条文省略) ②当社は、 <u>社外取締役</u> との間で、当該 <u>社外取締役</u> の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	第28条 (現行どおり) ②当社は、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間で、当該 <u>取締役</u> の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。
第29条～第36条 (条文省略) (監査役の責任免除)	第29条～第36条 (現行どおり) (監査役の責任免除)
第37条 (条文省略) ②当社は、 <u>社外監査役</u> との間で、当該 <u>社外監査</u>	第37条 (現行どおり) ②当社は、 <u>監査役</u> との間で、当該 <u>監査役</u> の会社法

役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。 第38条～第44条（条文省略）	第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。 第38条～第44条（現行どおり）
--	--

3. 日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日 平成27年11月25日(水)

定款変更の効力発生日 平成27年11月25日(水)

以上